

2026年6月からの診療明細の変更についてのお知らせ

1. 「外来感染対策向上加算」について

- (1) 当院は、坂根恵美子医師を院内感染管理者として、当院職員を対象に、定期的に院内感染に関する研修を行っています。
- (2) COVID-19などの新興感染症の発生を想定した訓練に関しては、地域医師会等が主催する、カンファレンスに定期的に参加し最新の知見の収集につとめています
- (3) 次なる新興感染症に備えるため、感染症法の一部が改正され、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた医療措置協定を締結する仕組みが令和6年4月から設けられました。当院も兵庫県と医療措置協定を締結しており、当院の受診歴の有無にかかわらず、発熱等、感染症を疑わせる症状をお持ちの患者様の精神にかかわる診療を行います。但し、感染防止対策として、時間的分離（診療時間を分ける事）により、発熱等の感染症状のある方とない方の動線を分ける対応を致します。

2. 「電子的診療情報連携体制整備加算」について

- (1) 当院では、政府の推進するオンライン資格確認等システム、マイナ保険証により取得できる診療情報等を活用して診療を実施しています。
- (2) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- (3) 診療各項目の名称及びその点数、金額を記載した明細書は無償で交付しております。

3. 「外来・在宅物価対応料」

医療機関における、光熱費や医療材料の物価上昇への対応として新設された加算です。